

契約上のコンプライアンス  
2014年ICANNレジストリロードショー  
契約上のコンプライアンス  
最新情報

ロサンゼルス:2014年9月10日

東京:2014年9月25日

イスタンブール:2014年11月20日

# 質問

---

- ICANNの契約上のコンプライアンスチームが常駐する世界の拠点は?
  - ロサンゼルス、シンガポール、イスタンブール
- 契約上のコンプライアンススタッフが対応している言語の数は?
  - 9ヶ国語。アラビア語、英語、フランス語、韓国語、(標準)中国語、ロシア語、スペイン語、トルコ語、およびウズベク語
- 2013年7月から2014年7月までの期間に一番多かった苦情のタイプは?
  - データエスクロー

# このスライドで取り扱う内容

---

- 契約上のコンプライアンスのレジストリ範囲
- 契約上のコンプライアンスのアプローチおよびプロセス
- レジストリのパフォーマンス測定
- 義務事項に関するガイドライン
- 学んだこと
- 新規レジストリ契約監査

# ありがとうございました。

一般的なご質問は以下へお問い合わせ願います。

宛先: [Compliance@icann.org](mailto:Compliance@icann.org)

件名: **ICANN Roadshow – Los Angeles**

# 契約上のコンプライアンスのレジストリ範囲

---

- レジストリ契約および適用されるコンセンサスポリシー
- 紛争解決の手順
  - 公共の利益へのコミットメント
  - コミュニティ登録の制約事項
  - 商標委任後
  - 統一早期凍結
- サンライズプロセス
- クレームサービスプロセス
- 監査は第1条の「表明および保証」、ならびにに第2条の「約款」に限定される。

# 契約上のコンプライアンス レジストリの範囲

- データエスクロー
- 月次報告
- バルクWHOISの転送
- ゾーンファイルをICANNとEBEROへ転送
- 固定料金および変動料金
- SLA
- WHOISのデータ発行
- ゾーンファイルのエンドユーザーへのアクセス
- 監査:2.3 データエスクロー
- 監査:2.4 月次報告
- 監査:2.5 登録データ(Whois)の発行、仕様4
- 監査:2.7 レジストリの相互運用性および継続性、仕様6
- 監査:1.5 IPV6、仕様6
- 監査:2.19 レジストリオペレータの、TLDコミュニティに対する、コミュニティ基盤のTLD義務事項、仕様12
- 監査:仕様13、.BRAND TLD 規定、5.1(ii)

- 苦情通知の投稿
- Ry検証
- 監査:2.8 第三者の法的権利の保護(TMCH)に関する苦情期間、仕様7
- LORDNからTMDB



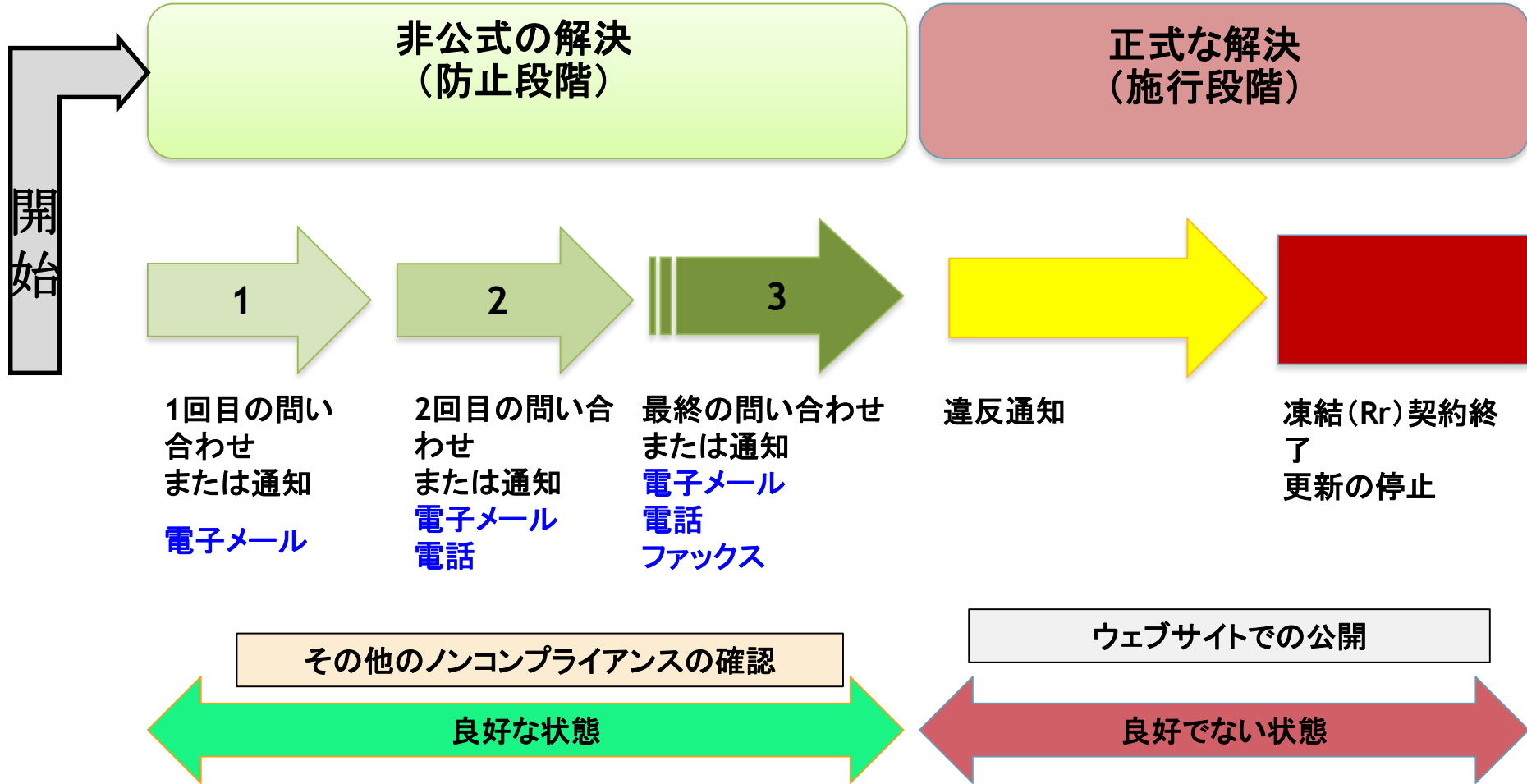
- 委任後の手順PICS/TMPD、RR、URS
- RPMアクセス料金
- 継続運営証書
- 予約名
- 名前衝突するSLD名のブロック
- 行動規範
- 連絡先データの悪用
- 登録制約ポリシー
- 監査:1.3 表明および保証
- 監査:2.2 コンセンサスポリシー
- 監査:2.17 公益への追加コミットメント、仕様11

- TM保持者のみが登録
- サンライズ登録以前の割り当ておよび確保禁止
- RPMに整合したサンライズポリシー(Jones Day)
- 監査:2.8 第三者の法的権利の保護(TMCH)、サンライズ期間、仕様7
- 監査:2.14 レジストリの行動規範、仕様9、パートA、D、E

[トップへ](#)



# 契約上のコンプライアンスのアプローチおよびプロセス(事実に基づく決定)



公開先:<http://www.icann.org/en/resources/compliance/approach-processes>

# 苦情管理のガイドライン

---

レジストリが問い合わせまたは通知を受け取った場合

- メールで直接返信する。
- 件名を編集しないこと。
- 添付ファイルは**4MB**以下とする。
- 添付ファイル形式は **.pdf**、**.doc(x)**、**.txt** とする。



# 2013年7月から2014年7月の契約上のコンプライアンスドメインボリュームあたりの苦情件数

北米	103.8M	15,089	.015%
	868	397	45.7%
	226	92	40.7%

欧州	24.0M	3,884	.016%
	174	126	72.4%
	135	46	34.1%

南米	1.1M	307	.027%
	24	23	95.8%
	5	0	0.0%

アフリカ	18,652	15	.080%
	8	6	75.0%
	4	0	0.0%

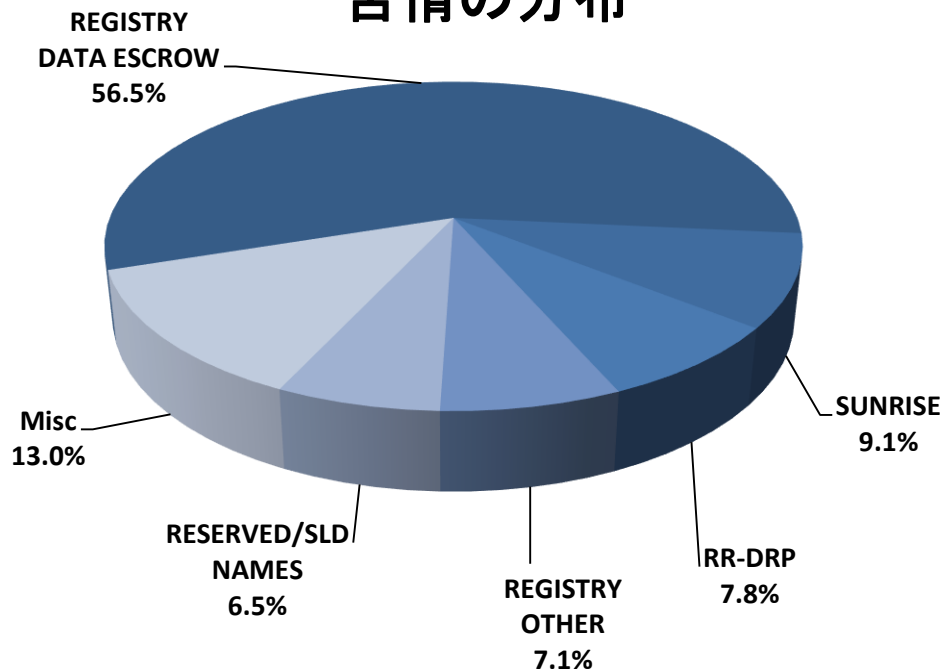
アジア・太平洋	25.0M	4,699	.019%
	190	144	75.8%
	65	17	26.2%

凡例	ドメインボリューム/百万	苦情件数	ドメインボリュームあたりの苦情率(%)
	地域当たりレジストラ数	苦情を行ったレジストラ数	地域当たりの苦情を行ったレジストラ率(%)
	地域当たりレジストリ数	苦情を行ったレジストリ数	地域当たりの苦情を行ったレジストリ率(%)

注記:「地域当たりのレジストラ数」データには、一部古いレジストラが含まれている場合があるが、報告履歴の目的上これを保持している。「地域当たりのレジストリ数」には、従来のTLDおよび新規gTLDが含まれる。

# 2013年7月から2014年7月の契約上のコンプライアンス レジストリの苦情タイプ - 北米

## 苦情の分布



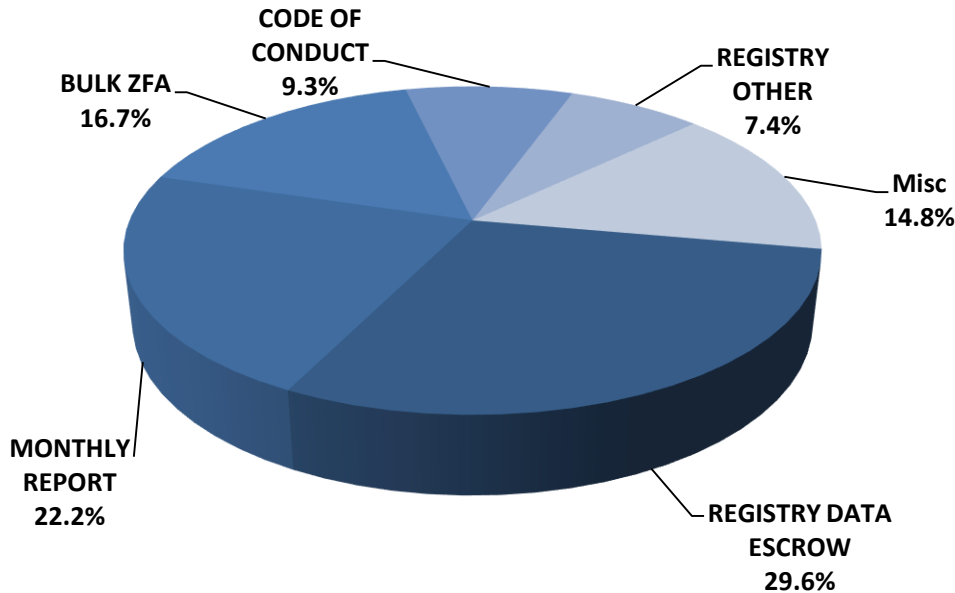
レジストリTAT	(日)
平均TAT初回通知	5.3
平均TAT2回目通知	6.0
平均TAT3回目通知	n/a

施行	
ボリュームの違反	0
ボリュームの終了	0

レジストリの苦情	数
連絡先データの悪用	1
バルクZFA	5
クレームサービス	1
行動規範	5
月次報告	2
PIC-DRP	1
レジストリデータエスクロー	87
その他のレジストリ	11
予約・SLD名	10
RR-DRP	12
サンライズ	14
URS	4
ワイルドカードの禁止	1
処理された新規苦情件数合計	154
解決済みの苦情件数合計	77

# 2013年7月から2014年7月の契約上のコンプライアンスレジストリの苦情タイプ - APAC

## 苦情の分布



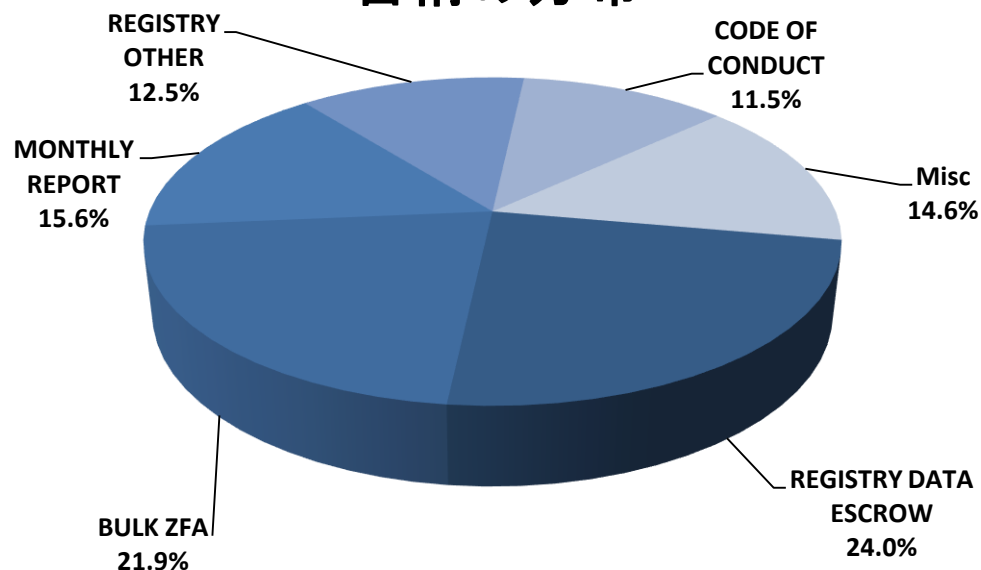
レジストリTAT	(日)
平均TAT初回通知	6.2
平均TAT2回目通知	4.1
平均TAT3回目通知	n/a

施行	
ボリュームの違反	0
ボリュームの終了	0

レジストリの苦情	数
バルクZFA	9
行動規範	5
月次報告	12
レジストリデータエスクロー	16
その他のレジストリ	4
予約・SLD名	2
RR-DRP	2
サンライズ	1
URS	1
ゾーンファイルアクセス	2
処理された新規苦情件数合計	54
解決済みの苦情件数合計	42

# 2013年7月から2014年7月の契約上のコンプライアンスレジストリの苦情タイプ - EMEA

## 苦情の分布



レジストリTAT	(日)
平均TAT初回通知	5.0
平均TAT2回目通知	4.4
平均TAT3回目通知	n/a

施行	
ボリュームの違反	0
ボリュームの終了	0

レジストリの苦情	数
連絡先データの悪用	1
バルクZFA	21
行動規範	11
月次報告	15
PIC-DRP	1
レジストリデータエスクロー	23
その他のレジストリ	12
予約・SLD名	5
RR-DRP	3
サンライズ	1
ゾーンファイルアクセス	3
処理された新規苦情件数合計	96
解決済みの苦情件数合計	62

今回のプレゼン内容と、レジストリ契約の間で矛盾が発生した場合、レジストリ契約の内容が優先されます。



# レジストリ契約締結時に発生する義務の抜粋

---

- 該当する場合に応じ、テンポラリポリシーおよびコンセンサスポリシーへの準拠 (仕様1)
- 特別ドメインネームの予約 (仕様5)
- 相互運用性および継続性基準の順守 (仕様6)
- 権利保護のメカニズムの実装 (仕様7)
- 継続運営証書の維持 (仕様8)
- 行動規範への準拠 (仕様9)
- 公益へのコミットメントへの準拠 (仕様11)
- 該当する場合に応じ、コミュニティ登録ポリシーの施行 (仕様12)

# レジストリ契約締結時に発生する義務の抜粋(続き)

- [レジストリ料金](#)の支払い(第6条)
- [エスクローエージェントによる日毎の確認通知の配信](#)(仕様2)およびレジストリによるICANNへの通知の保証
- [月次報告](#)の提出(仕様3)
- 仕様4に従う[WHOISサービスおよびウェブベースのRDDS](#)の運用
- ICANNに対する、日次[ゾーンファイル](#)のアクセス付与(仕様4、セクション2.3)
- ICANNに対する、週次[シン登録データ](#)のアクセス付与(仕様4、セクション3)
- [レジストリパフォーマンス](#)の維持(仕様10)

# テンポラリポリシーおよびコンセンサスポリシーへの 準拠

---

- コンセンサスポリシーは、コミュニティが策定し、ICANN役員会が採択する。
- テンポラリポリシーとは、役員会が制定する、レジストラまたはレジストリのサービス、DNSまたはインターネットの安定性または安全性を維持するために必要な仕様またはポリシーを指す。



# 予約名に関する要件の順守

---

## レジストリ契約の第2.6条および仕様5

- レジストリの運用に関して
- その他の要件
  - 第2レベルの2文字のラベル(ICANNが別途承認する場合を除く)
  - 第2レベルの、政府間組織(IGO)リスト上にある名前
  - 第2レベルの、国際オリンピック委員会、国際赤十字・赤新月社のリスト上にある名前
  - 全てのレベルの、国および領土名(および該当する場合はIDNバリエント)

# レジストリの相互運用性および継続性仕様の順守

---

## レジストリ契約の仕様6

- 標準への準拠
  - DNS、EPP、DNSSEC、IDN、IPv6
- レジストリサービスおよびワイルドカードの禁止
- ビジネス継続性計画および年間テスト
- 不正利用の削減 - 連絡先データおよび親なシグラー記録の悪意ある利用
- 初期および更新登録
- 名前衝突発生時の管理

# 名前衝突、制御割込み (CI)

---

- 2014年8月18日以降に委託を受けたgTLDに対する義務
  - 委託後90日間は、名前(nic.tld 以外)の有効化を行わない
  - gTLDが、CI開始時期を選択する
  - 名前衝突の発生アセスメント(「アセスメント」)のセクション1に従いCIを実装する
- 2014年8月18日より前に委託を受け、nic.tld以外の名前が有効化されたgTLDに対する義務
  - gTLDはCIの開始時期を選択し、一方で委託代替パス(APD)リストにあるSLDをブロックする
  - CI開始後に、「アセスメント」のセクション2に従いこれを実装する
  - CI期間終了後は、「アセスメント」のセクション2(c)に従いAPDリストをリリースできる。

# 名前衝突、制御割り込み (CI) 要件

---

- 2014年8月18日以降に委託を受け、.nic以外の名前が有効化されていないgTLDに対する義務
  - gTLDが、CI開始時期を選択する
  - 「アセスメント」のセクション1または2のいずれに従うかを選択する
  - 「アセスメント」の選択セクションに従いCIを実装する

# TMCH権利保護メカニズム(RPM)要件の順守

---

## レジストリ契約の仕様7

- Trademark Clearinghouseの権利保護メカニズム要件への準拠
- 全ての紛争解決手順への準拠
  - 統一早期凍結
    - URSプロバイダからの通知から24時間以内にドメインネームをロックし、URSの決定に関する通知を受けて要求される措置を実施する。
  - レジストリの制約手順および商標の委託後手順
    - 紛争の結果報告者の主張が認められた場合は、是正措置を実施する。

# 登録制限の紛争解決手順に関する要件

---

## レジストリ契約の仕様7

- 第2.19条および仕様12に従うコミュニティ登録ポリシーに準拠する
- ICANNは苦情の予備審査を行い、これが完全であり、1つ以上の登録制限に対する不適合のクレームを有し、かつ報告者が正規の立場にある旨を確認する。
- 報告が初期審査を通過すると、この苦情はレジストリオペレーターへ送られる。紛争が解決しないままであれば、報告者は認可済みのサービスプロバイダに対し苦情を申し立てることができる。

# 統一早期凍結の要件

---

## レジストリ契約の仕様7

- レジストリは、**URS**の下で紛争状態にあるドメインネームを、**URS**プロバイダからロック通知 (**Notice of Lock**) を受領してから**24**時間以内にロックしなければならない。
  - **URS**プロバイダが**ICANN**へ苦情を提出した場合、第**1**、**2**、**3**の迅速通知 (各自**24**時間) がレジストリオペレータへ送付される
- レジストリは苦情を認める**URS**の決定を受領したら、**URS**手順のセクション**10.2**に記載のステップを実施しなければならない。
  - **ICANN**は、認められた苦情の報告内容を取り締まる。

# 継続運営証書(COI)の維持

---

## レジストリ契約の仕様8

- COIはRAの発効日より6年間にわたり効力を有さねばならない
- ICANNの承認なしに一切の改訂を行わないこと
- COIが失効する、または更新されなかった場合、
- 代替りのCOIを取得する必要がある。



# 行動規範要件の順守

---

## レジストリ契約の仕様9

- レジストラに対し、レジストリサービスへの平等なアクセスを提供する。
- フロントランニングの禁止
- 交差所有のレジストリに対する要件
  - 提携しているレジストラによる個人データの不正な開示を阻止せねばならない
  - **2015年1月20日**までに、**TLD執行部**からの行動規範認証および審査結果(を提出)
  - 別個の法人組織および別個の会計帳簿を有すること

# 公益へのコミットメント要件の順守

## レジストリ契約の仕様11

- 義務的および(該当する場合)任意のコミットメントに準拠する
- ICANNは苦情に関する予備審査を行い、これが完全であり、1つ以上のコミットメントに対する不適合のクレームを有し、かつ報告者が正規の立場にある旨を確認する。
- レジストリおよび報告者が紛争を解決する期間は**30日**である。解決しない場合は、ICANNが調査を行うか、あるいは常任パネル(Standing Panel)の意見に従う。
- 常任パネルは**15日**後に自身の決定内容をICANNへ返答する。
- 報告者の意見が認められた場合、ICANNは違反通知をレジストリオペレーターへ送付し、同者は**30日**以内にこれを是正する。

# コミュニティ登録ポリシーの施行

## レジストリ契約の仕様12

- 名前登録の資格基準
- コミュニティ資格確認手段
- 指定コミュニティのメンバーである必要がある
- TLD登録ポリシーへの準拠に関する紛争解決手順

# レジストリレベルの料金支払い

## レジストリ契約第6.1条

- 固定および変動料金
  - 固定 = US\$6250/四半期
  - 変動 = US\$0.25/50,000を超えるトランザクション
- ICANNのインボイス発行日から
- 30日以内に料金を支払うこと

# データエスクロー要件の順守

## レジストリ契約の仕様2

- レジストリオペレーターが毎日デポジットを行う
  - a) 日曜日: **23:59 UTC**までにデータエスクローエージェントへ完全デポジットを行う
    - 完全デポジットは、定義に従うレジストリデータベースオブジェクトの全セットより構成される
  - b) 月曜日から土曜日: **23:59 UTC**までに差分デポジットを行う(または完全デポジット)
    - 差分デポジットには、前回の完全または差分デポジット以降作成、削除または更新された全てのレジストリデータベースオブジェクトを含める
- レジストリオペレーターは、自身のデータエスクローエージェントが、セクション7パートBに従い日々のステータス通知をICANNへ確実に送付するようにすること。
- レジストリオペレーターも、セクション7パートAに従いデポジットの日次通知をICANNへ送付する。

**注記:**データエスクローエージェントは、**ICANN**に対し、未実行のデポジット、有効または無効なデポジットについて毎日通知すること。

# 月次報告要件の順守

## レジストリ契約の仕様3

- 2つの報告書が要求される
  - レジストリ機能活動
  - レジストラ毎のトランザクション報告
- レジストリオペレーターは、`draft-lozano-icann-registry-interfaces`に説明するAPIを使用し、gTLDにつき上述1式を提出しなければならない。仕様2、パートA、セクション9、参照5を参照。

# WHOISサービスおよびRDDSへの準拠

---

## レジストリ契約の仕様4、セクション1

- 仕様4に記載の要件を満たすWHOISサービスおよび
- ウェブベースの登録データディレクトリサービスを運用する。
- 2015年1月31日までに、レジストリに関するRDDSガイダンスへ準拠する。

# 日々のゾーンファイルアクセスに関する要件

---

## レジストリ契約の仕様4、セクション2

- ICANNに対し、00:00:00 UTCまでにゾーンファイルへのバルクアクセスを提供しなければならない。
- ゾーンデータを要求するエンドユーザーに対し、一元化ゾーンデータサービスを通じてこれを提供しなければならない。



# シン登録データへの週次アクセス

---

## レジストリ契約の仕様4、セクション3

- ICANNに対し、ONBIR中の指定日にバルクアクセスを提供しなければならない。

# 主なレジストリのパフォーマンス

---

## レジストリ契約の仕様10

- 仕様10のサービスレベル契約マトリックスに概説するサービスレベルを満たす
- 記録を1年以上の期間にわたって維持する

# 学んだこと

## 連絡先データの悪用

### RAの仕様6、セクション4.1

- RA中の悪意ある行為の報告に関する正確な詳細をICANNに提供し、これを公開する

#### 課題

多数のgTLDが電子メールアドレスを公開しているが、通常のメールで報告書も送付可能な旨を明確にしていない。

#### 指針

悪用の報告に言及するセクションにはいずれも、有効な電子メールアドレスに加え主要連絡先の郵送先住所も記載してあることを確実にすること。

# 学んだこと

## ゾーンファイルアクセス要件

### RAの仕様4、セクション2

- CZDS経由のゾーンファイルアクセスに関する要請に対応する

#### 課題

レジストリオペレーターが応答する際に時間経過が発生する

#### 指針

オープンかつ透明であること。  
エンドユーザーに対し、いつまでに回答を得られると考えるのが妥当かを知らせるポリシーを確立および公開し、かつこれに準拠する

# 学んだこと

## ゾーンファイルアクセス要件

### RAの仕様4、セクション2.1から2.3

- ゾーンファイルへのアクセスを拒否または却下する理由

## 課題

1. サンライズ期間に入っていないという理由でレジストリがアクセスを拒否する
2. 要請者が合法的な目的であることを証明するまでレジストリがアクセスを拒否する

## 指針

- 上記のいずれも、アクセス拒否の正当な理由とはならない - RAが定める3つの理由
- (i) § 2.1.2の認証情報提出要件を満たしていない
  - (ii) § 2.1.2の認証情報提出要件の正確な、または正規の情報を提出していない
  - (iii) 要請者が § 2.1.5の条件に違反するであろうという合理的な確信がある

# 学んだこと

---

## Trademark Clearinghouseの権利保護メカニズム要件

### セクション2.1.1および2.2.4

- 「割り当てる(allocate)」とは、ドメインネーム(DN)を「指定する(designate)、付与する(assign)、またはその他の方法で確保する(earmark)」ことである。例外を伴い、レジストリオペレータは、全てのサンライズ登録の割り当てまたは登録に先立ち、サンライズ資格を満たす権利を保持しない登録者に対しては、DNを割り当てることはできない。

課題	サンライズ終了前の不適切な割り当て/確保
指針	不適切な割り当てはサンライズの先行取得、または確保が登録に変換されたか否かに係わらず発生する。

# シンレジストリ契約の監査 - スケジュール

新レジストリ契約の監査プログラムの対象範囲には、適時に改定する2013年7月の基本レジストリ契約(「契約」)に、全ての仕様および公益へのコミットメントを含めたものに署名したgTLDが含まれる

**目標:** 契約上の義務に確実に適合するため、積極的に不備を特定し、是正プロセスを管理する。

## New gTLD Registry Audit

	RFI Notification Phase				Audit Phase		Reporting Phase	Remediation Phase					
Pre-Audit Notification	RFI - 1st Notice	RFI - 2nd Notice	RFI - 3rd Notice	RFI - 3rd Notice Due	Start	End	Start	Start	Rem - 1st Notice	Rem - 2nd Notice	Rem - 3rd Notice	Rem - 3rd Notice Due	End
30-Jun-14	14-Jul-14	05-Aug-14	12-Aug-14	18-Aug-14	19-Aug-14	19-Sep-14	22-Sep-14	22-Sep-14	22-Sep-14	14-Oct-14	21-Oct-14	27-Oct-14	28-Oct-14

# 参考スライド





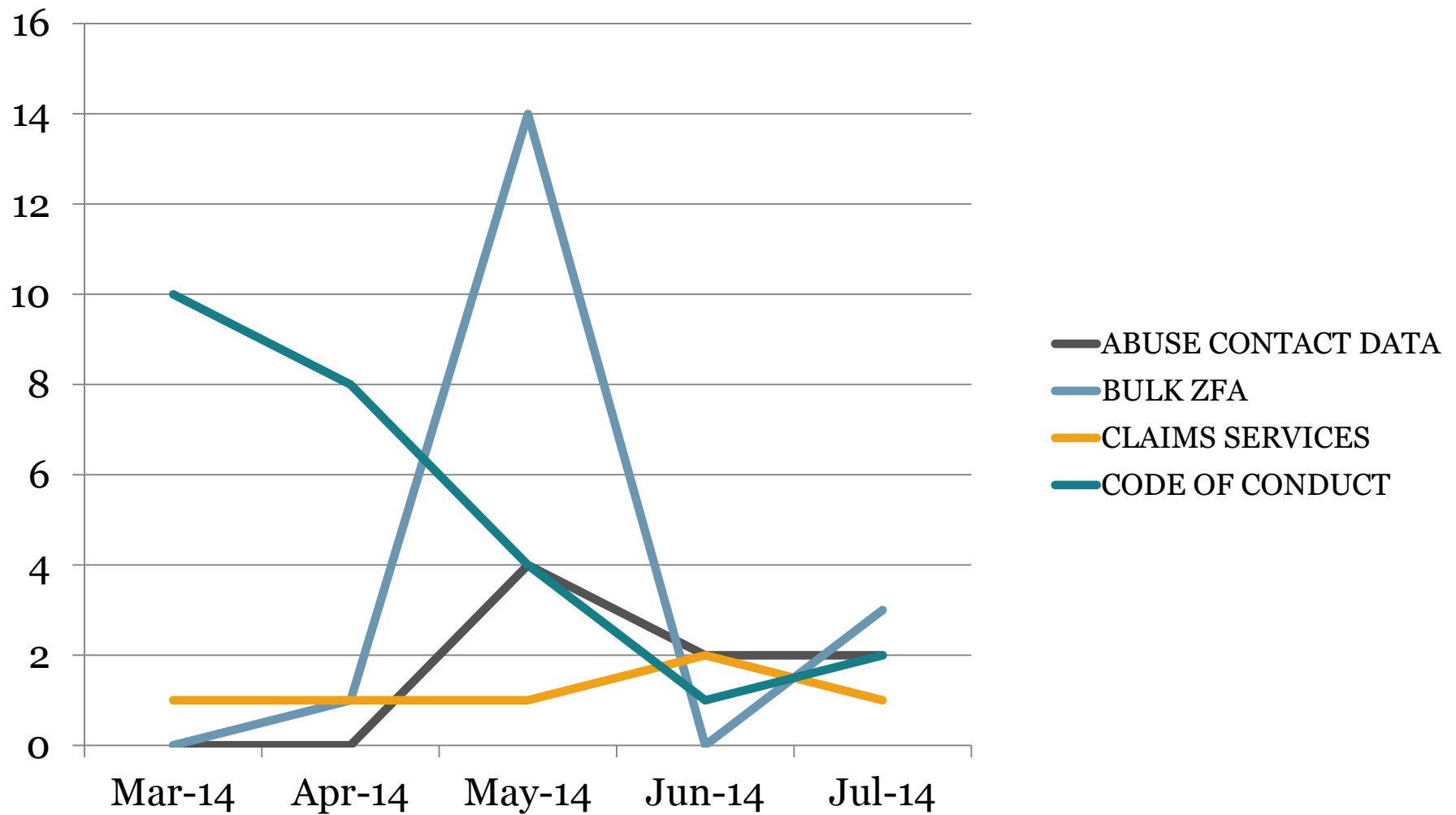
# 新レジストリ契約の監査 - 対象範囲

レジストリ契約の状況	試験目的
1.3 表明および保証1.3 (a) ii.	レジストリオペレーターは、申請プロセス以来堅実な状態にある
2.2 コンセンサスポリシーおよびテンポラリポリシーへの準拠	レジストリが全てのコンセンサスポリシー、AGP (登録猶予ポリシー)へ適合している旨の確証を得る
2.3 データエスクロー、仕様2、パートB、法的要件	エスクローデポジットの内容が契約に従っている
2.4 月次報告、仕様3	レジストラ毎の月次トランザクション報告が有効なドメインの数を正確に表している旨を確実にする
2.5 登録データ(Whois)の発行、仕様4	可用性および仕様4(セクション1.4)への準拠
2.6 予約名、仕様5	レジストリオペレーターが予約を義務付けられる名前が実際に予約されている
2.7 レジストリの相互運用性および継続性、仕様6.2.2 名前衝突発生のアセスメント(ブロックされた第2レベルのドメインネーム)	レジストリオペレーターがブロックを義務付けられる名前が実際にブロックされている

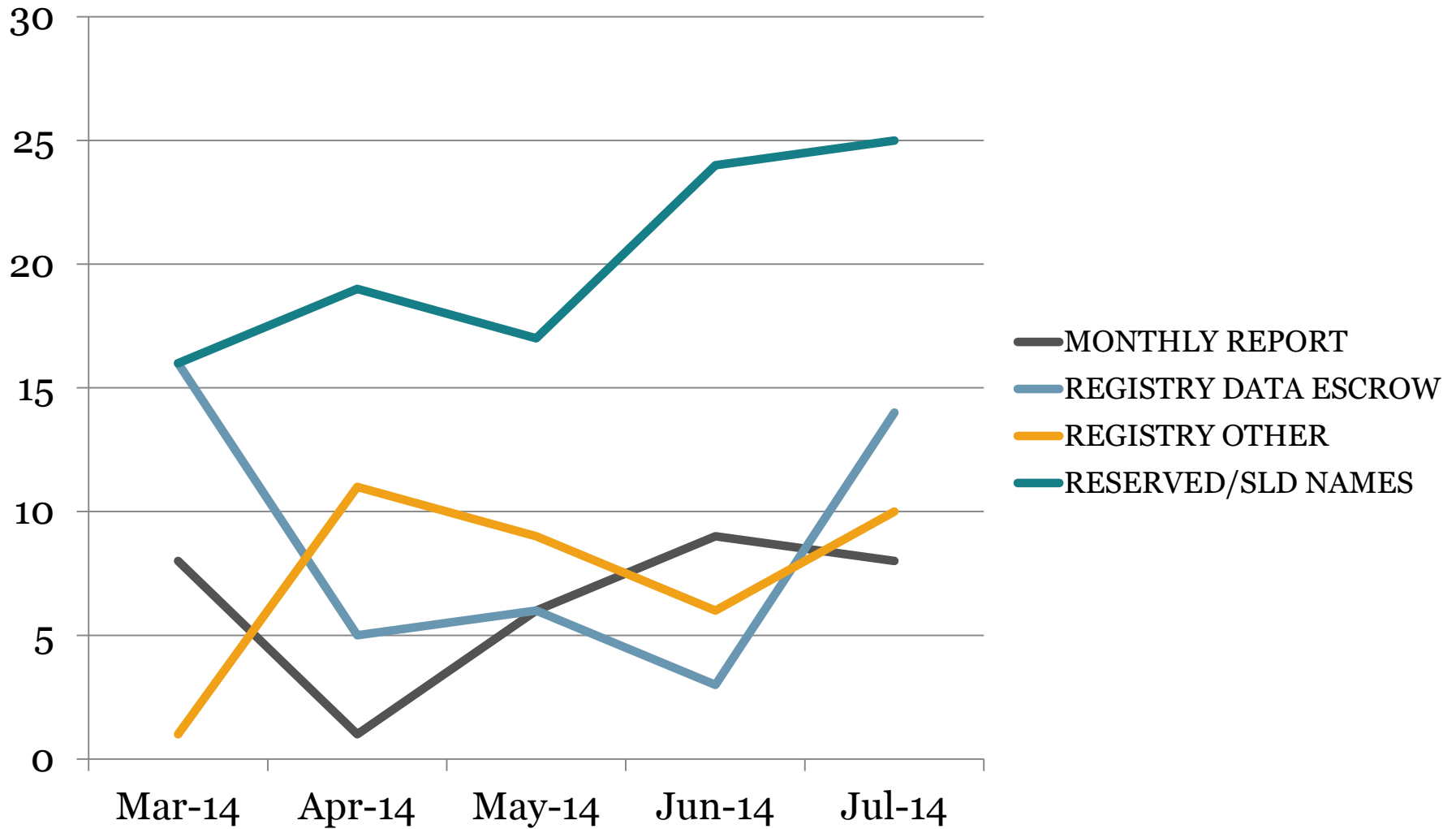
# 新レジストリ契約の監査 - 対象範囲

レジストリ契約の状況	試験目的
2.7 レジストリの相互運用性および継続性、仕様6	レジストリオペレータがBCPを有する
2.8 第三者法的権利の保護 - (THCM) サンライズ期間、仕様7	サンライズ期間中登録されたドメイン名称が登録資格を満たしていた
2.8 第三者の法的権利の保護 (TMCH) に関する苦情期間、仕様7	商標クレーム期間中、レジストリが要求される検証を実施した
2.14 レジストリの行動規範、仕様9、パートA、D、E	レジストリの、行動規範への準拠
2.17 公益への追加コミットメント、仕様11	レジストリオペレータが、レジストリ契約の仕様11に組み込まれる自身の公益へのコミットメントへ確実に適合するようにする
2.19 コミュニティ基盤のTLD、レジストリオペレーターのTLDコミュニティに対する義務、仕様12	レジストリが書面の登録ポリシーを有し、コミュニティ基盤のTLDに登録する際に同ポリシーに準拠していた
仕様13、.BRAND TLD規定、5.1(ii)	レジストリ、その子会社または商標ライセンシーのみがドメイン名称を登録しており、TLD内のあらゆるレベルでドメイン名称に関連するDNS記録を管理している旨を確認する

# レジストリの苦情動向 - 全世界



# レジストリの苦情動向 - 全世界



# レジストリの苦情動向 - 全世界

